

議案第 59 号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められたことに伴い、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項及び同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岡山県指令市第15号）の一部を次のように変更する。

別表第2（第4条関係）第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認証等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。